

## ● 第2章 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる

### 1 大気環境の向上をはかる

#### (1) 大気汚染の監視・規制指導の実施

大気環境の状況を把握し大気汚染を防止するため、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）や浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質について常時監視や規制指導を実施します。

##### ア 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、市内18か所の測定局（一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）11か所、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）7か所）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等14項目を24時間測定しています。令和6年度の測定結果の概要は以下のとおりです。

##### （ア）二酸化硫黄

主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生するもので、その発生源としては、工場などの固定発生源のウェイトが高くなっています。

市内では一般局4局、自排局1局の計5局で測定し、全5局で環境基準を達成しました。

##### （イ）二酸化窒素

物の燃焼に伴って発生するもので、その発生源としては、工場などの固定発生源と自動車などの移動発生源がありますが、その発生量は移動発生源のウェイトが高くなっています。

市内では一般局11局、自排局7局の計18局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値を達成しました。

##### （ウ）一酸化炭素

燃料等の不完全燃焼により発生するもので、主な発生源は自動車です。

市内では一般局1局、自排局1局の計2局で測定し、全測定局で環境基準を達成しました。

##### （エ）浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径10 $\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、その発生源は、工場・事業場、自動車など人間の活動によるものほか、自然現象によるもの、大気中で二次的に生成するものなど多種多様です。

市内では一般局11局、自排局7局の計18局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）を達成しました。

また、環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）は、一般局11局、自排局6局で達成しました。

##### （オ）光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素の光化学反応によって二次生成される、光化学スモッグの原因となる物質です。

市内では一般局11局、自排局3局の計14局で測定し、環境基準・環境目標値を達成した局はありませんでした。

## (カ) 微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがあります。

市内では、一般局11局、自排局7局の計18局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値を達成しました。

環境基準及び環境目標値の達成状況（その1）

項目名 測定局名	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		
	日平均値の 2%除外値 (ppm)	2日以上 連続超過の 有無	環境基準 (0.04ppm以下) 達成状況 (適○否×)	日平均値の 98%値 (ppm)	環境基準 (0.06ppm以下) 達成状況 (適○否×)	環境目標値 (0.04ppm以下) 達成状況 (適○否×)
一般 環境 大 気 測 定 局	国設名古屋大気環境測定所	0.001	無	○	0.017	○
	城北つばさ高校	0.001	無	○	0.024	○
	名楽町	—	—	—	0.024	○
	滝川小学校	—	—	—	0.020	○
	八幡中学校	0.002	無	○	0.024	○
	富田支所	—	—	—	0.021	○
	惟信高校	—	—	—	0.023	○
	白水小学校	0.002	無	○	0.026	○
	守山保健センター	—	—	—	0.020	○
	大高北小学校	—	—	—	0.021	○
	天白保健センター	—	—	—	0.020	○
自動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	達成局数 (一般局)	—	—	4/4	—	11/11
	上下水道局北営業所	—	—	—	0.026	○
	名塚中学校	—	—	—	0.024	○
	若宮大通公園	0.002	無	○	0.027	○
	熱田神宮公園	—	—	—	0.025	○
	港陽	—	—	—	0.027	○
	千鶴	—	—	—	0.023	○
	元塩公園	—	—	—	0.033	○
達成局数 (自排局)	—	—	1/1	—	7/7	7/7
	達成局数 (市内)	—	—	5/5	—	18/18

注1 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、長期的評価により評価したものである。

注2 環境基準、環境目標値の（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

注3 令和7年4月1日より「上下水道局北営業所」は「田幡」に測定局名を変更したが、令和6年度結果のため、旧測定局名で表記した。

## 環境基準及び環境目標値の達成状況（その2）

測定局名	一酸化炭素 (CO)			浮遊粒子状物質 (SPM)					
	日平均値の2%除外値(ppm)	2日以上連続超過の有無	環境基準(10ppm以下)達成状況(適○否×)	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	2日以上連続超過の有無	環境基準環境目標値(0.10mg/m <sup>3</sup> 以下)達成状況(適○否×)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	環境目標値(0.015mg/m <sup>3</sup> 以下)達成状況(適○否×)	
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.3	無	○	0.027	無	○	0.012	○
	城北つばさ高校	—	—	—	0.030	無	○	0.013	○
	名楽町	—	—	—	0.033	無	○	0.014	○
	滝川小学校	—	—	—	0.034	無	○	0.014	○
	八幡中学校	—	—	—	0.036	無	○	0.015	○
	富田支所	—	—	—	0.035	無	○	0.012	○
	惟信高校	—	—	—	0.034	無	○	0.013	○
	白水小学校	—	—	—	0.030	無	○	0.015	○
	守山保健センター	—	—	—	0.029	無	○	0.013	○
	大高北小学校	—	—	—	0.034	無	○	0.015	○
	天白保健センター	—	—	—	0.030	無	○	0.013	○
自動車排出ガス測定局	達成局数(一般局)	—	—	1/1	—	—	11/11	—	11/11
	上下水道局北営業所	—	—	—	0.037	無	○	0.013	○
	名塚中学校	—	—	—	0.038	無	○	0.016	×
	若宮大通公園	—	—	—	0.026	無	○	0.011	○
	熱田神宮公園	—	—	—	0.034	無	○	0.014	○
	港陽	—	—	—	0.037	無	○	0.015	○
	千電	—	—	—	0.033	無	○	0.014	○
	元塩公園	0.5	無	○	0.031	無	○	0.014	○
達成局数(市内)	達成局数(自排局)	—	—	1/1	—	—	7/7	—	6/7
	達成局数(市内)	—	—	2/2	—	—	18/18	—	17/18

- 注1 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、長期的評価により評価したものである。
- 注2 浮遊粒子状物質の環境目標値については、日平均値で評価する目標値が市民の健康の保護に係る目標値を指し、年平均値で評価する目標値が快適な生活環境の確保に係る目標値を指す。
- 注3 環境基準、環境目標値の（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。
- 注4 令和7年4月1日より「上下水道局北営業所」は「田幡」に測定局名を変更したが、令和6年度結果のため、旧測定局名で表記した。

### 環境基準及び環境目標値の達成状況（その3）

項目名 測定局名	光化学オキシダント (Ox)		微小粒子状物質 (PM2.5)			
	昼間(5時～20時) の1時間値の 最高値 (ppm)	環境基準 環境目標値 (0.06ppm以下) 達成状況 (適○否×)	短期基準 (35μg/m <sup>3</sup> 以下)	長期基準 (15μg/m <sup>3</sup> 以下)	環境基準 環境目標値 達成状況 (適○否×)	
一般 環境 大気 測定 局	国設名古屋大気環境 測定所	0.119	×	23.0	9.2	○
	城北つばさ高校	0.106	×	20.2	8.2	○
	名楽町	0.102	×	19.5	7.6	○
	滝川小学校	0.095	×	21.2	8.8	○
	八幡中学校	0.096	×	26.3	11.2	○
	富田支所	0.101	×	22.6	8.8	○
	惟信高校	0.096	×	22.0	8.7	○
	白水小学校	0.091	×	22.8	9.8	○
	守山保健センター	0.119	×	20.8	8.2	○
	大高北小学校	0.098	×	21.6	8.8	○
	天白保健センター	0.112	×	20.5	8.5	○
自動 車排 出ガス 測定 局	達成局数 (一般局)	—	0/11	—	—	11/11
	上下水道局北営業所	—	—	25.2	8.8	○
	名塚中学校	0.107	×	21.8	8.7	○
	若宮大通公園	0.091	×	23.0	8.7	○
	熱田神宮公園	—	—	21.5	7.9	○
	港陽	0.093	×	28.1	10.2	○
	千竈	—	—	27.7	10.9	○
	元塩公園	—	—	27.3	10.5	○
達成局数 (自排局)	—	0/3	—	—	—	7/7
	達成局数 (市内)	—	0/14	—	—	18/18

注1 環境基準及び目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、光化学オキシダントは短期的評価、微小粒子状物質は長期的評価により評価したものである。

注2 環境基準、環境目標値の（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

注3 令和7年4月1日より「上下水道局北営業所」は「田幡」に測定局名を変更したが、令和6年度結果のため、旧測定局名で表記した。

## イ 有害大気汚染物質等の監視

大気汚染防止法に基づく常時監視として、有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いとされているベンゼンなどの20物質並びに水銀及びその化合物（そのうち、環境基準は4物質、指針値は11物質で設定）について、市内7か所で調査を実施しています。

令和6年度の調査結果の概要は以下のとおりです。

### （ア）環境基準が定められている物質

環境基準はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質に設定されており、市内7地点すべてで環境基準を達成しました。

### 調査結果（年平均値及び達成状況）

調査物質	調査地点	年平均値	達成状況	環境基準
ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.58	○	3以下
	富田支所	0.56	○	
	港陽	0.57	○	
	野跡小学校	0.63	○	
	白水小学校	0.63	○	
	本地通	0.70	○	
	元塩公園	0.65	○	
トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.26	○	130以下
	富田支所	0.28	○	
	港陽	0.36	○	
	野跡小学校	0.56	○	
	白水小学校	0.28	○	
	本地通	0.59	○	
	元塩公園	0.35	○	
テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.12	○	200以下
	富田支所	0.052	○	
	港陽	0.14	○	
	野跡小学校	0.078	○	
	白水小学校	0.21	○	
	本地通	0.10	○	
	元塩公園	0.15	○	
ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	1.7	○	150以下
	富田支所	1.7	○	
	港陽	2.0	○	
	野跡小学校	1.6	○	
	白水小学校	3.0	○	
	本地通	4.1	○	
	元塩公園	4.6	○	

注 環境基準の達成状況は、年平均値と環境基準との比較により行う。（達成：○、非達成：×）

### (イ) 指針値が定められている物質

指針値は、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化メチル並びにアセトアルデヒドの11物質に定められており、すべての地点で指針値以下でした。

### 調査結果（年平均値及び達成状況）

調査物質	調査地点	年平均値	達成状況	指針値
アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.039	○	2以下
	富田支所	0.030	○	
	港陽	0.050	○	
	野跡小学校	0.037	○	
	白水小学校	0.069	○	
	本地通	0.036	○	
	元塩公園	0.072	○	
塩化ビニル モノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.015	○	10以下
	富田支所	0.016	○	
	港陽	0.012	○	
	野跡小学校	0.011	○	
	白水小学校	0.013	○	
	本地通	0.010	○	
	元塩公園	0.012	○	
水銀及び その化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	会所町	1.2	○	40以下
	富田支所	1.7	○	
	港陽	2.0	○	
	白水小学校	2.0	○	
	本地通	1.5	○	
	元塩公園	1.6	○	
ニッケル化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	会所町	1.8	○	25以下
	富田支所	2.0	○	
	港陽	3.6	○	
	白水小学校	12	○	
	本地通	5.5	○	
	元塩公園	5.5	○	
クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.14	○	18以下
	富田支所	0.16	○	
	港陽	0.19	○	
	野跡小学校	0.20	○	
	白水小学校	0.34	○	
	本地通	0.18	○	
	元塩公園	0.26	○	

調査物質	調査地点	年平均値	達成状況	指針値
1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.14	○	1.6以下
	富田支所	0.15	○	
	港陽	0.16	○	
	野跡小学校	0.16	○	
	白水小学校	0.14	○	
	本地通	0.15	○	
	元塩公園	0.16	○	
1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	0.058	○	2.5以下
	富田支所	0.044	○	
	港陽	0.045	○	
	野跡小学校	0.055	○	
	白水小学校	0.048	○	
	本地通	0.070	○	
	元塩公園	0.060	○	
ヒ素及び その化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	会所町	1.2	○	6以下
	富田支所	1.1	○	
	港陽	1.2	○	
	白水小学校	1.2	○	
	本地通	1.1	○	
	元塩公園	1.2	○	
マンガン及び その化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	会所町	16	○	140以下
	富田支所	17	○	
	港陽	33	○	
	白水小学校	41	○	
	本地通	34	○	
	元塩公園	33	○	
塩化メチル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	1.4	○	94以下
	富田支所	1.5	○	
	港陽	1.5	○	
	野跡小学校	1.5	○	
	白水小学校	1.4	○	
	本地通	1.5	○	
	元塩公園	1.5	○	
アセトアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	会所町	1.6	○	120以下
	富田支所	2.2	○	
	港陽	2.3	○	
	白水小学校	2.1	○	
	本地通	2.0	○	
	元塩公園	2.9	○	

注 指針値の達成状況は、年平均値と指針値との比較により行う。(達成:○、非達成:×)

#### (ウ) 環境基準・指針値が定められていない物質

大気汚染防止法に基づき、優先取組物質のうち、環境基準、指針値が定められていない6物質について調査を実施しました。

市内の各調査地点における測定結果は以下の表のとおりです。

調査結果（年平均値）

調査地点	調査物質	ホルムアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	酸化エチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ベンゾ [a] ピレン ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	クロム及び その化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	ベリリウム 及び その化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	トルエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
会所町	2.2	0.058	0.051	4.3	0.011	7.1	
富田支所	4.0	0.059	0.11	3.5	0.009	5.1	
港陽	3.2	0.065	0.097	7.7	0.016	5.6	
野跡小学校	—	—	—	—	—	4.5	
白水小学校	3.2	0.095	0.13	16	0.021	5.6	
本地通	3.2	0.080	0.11	9.5	0.013	7.0	
元塩公園	4.8	0.10	0.12	11	0.013	7.0	

注 「—」は調査対象外を示す。

#### ウ 大気汚染物質の規制指導

大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び市環境保全条例に基づき、工場・事業場から排出される窒素酸化物などの大気汚染物質について、規制基準や測定義務などが定められています。

規制基準の遵守状況などを確認するため、工場・事業場に対して立入検査を実施し、規制対象施設の確認、測定及びその結果の確認を行っており、令和6年度は、硫黄酸化物の規制に関しては燃料中の硫黄分の測定を21件、揮発性有機化合物の規制に関しては排出ガス中の濃度測定を3件行いました。

また、市環境保全条例に基づく窒素酸化物の総量規制の対象となる工場・事業場については、排出ガス中の窒素酸化物の濃度測定を16件行いました。

その他、大規模工場・事業場については規制基準の遵守状況等を把握するため、排出ガス中の濃度などを常時測定する大気発生源観測局を設置しており、令和6年度は、窒素酸化物について14工場36煙道で監視を行いました。また、市内における大気汚染物質の排出量や燃料使用量などを把握するため、規制の対象となる688の工場・事業場に対してアンケート調査を行いました。

## (2) 排出ガス対策の促進

大気環境の向上をはかるため、家庭・オフィスの省エネルギー化や、自動車や建設機械などによる排出ガス対策を促進します。

### ア 自動車排出ガス対策の推進

#### (ア) 第3次なごや自動車環境対策アクションプラン

「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において関係機関・関係団体と連絡協議を行い、総合的・計画的に対策を推進しています。この協議会では、大気汚染、二酸化炭素の排出及び騒音に対しての対策を着実に推進するため、令和2年度に「第3次なごや自動車環境対策アクションプラン」を策定しました。令和5年度には、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の策定に併せ、「二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)」及び「ZEVの普及」の目標値の見直しを行いました。その進捗状況は以下のとおりです。

項目	第3次目標(2030年度)	2024年度結果
二酸化窒素	すべての常時監視測定期で「市民の健康の保護に係る目標値」を達成・維持	環境目標値達成局数18/18局(100%)
浮遊粒子状物質	状況の改善 [2019年度 年平均値0.015mg/m <sup>3</sup> ]	環境基準達成局数 18/18局(100%) 年平均値 0.014mg/m <sup>3</sup>
微小粒子状物質(PM2.5)	状況の改善 [2019年度 年平均値10.8μg/m <sup>3</sup> ]	環境基準達成局数 18/18局(100%) 年平均値9.1μg/m <sup>3</sup>
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	市内自動車からのCO <sub>2</sub> 排出量を2013年度比133万トン-CO <sub>2</sub> 削減 [2013年度排出量(自動車) 350万トン-CO <sub>2</sub> ]	市内自動車からのCO <sub>2</sub> 排出量(2022年度) 2013年度比91万トン-CO <sub>2</sub> 削減 [排出量259万トン-CO <sub>2</sub> ]
騒音	要請限度 第3次自動車騒音優先対策マップ対象区間での要請限度超過状況の改善	A区間のうち要請限度を上回る区間数 1/6区間
	環境基準 幹線道路全体での環境基準達成率(昼夜間) 98%以上	環境基準達成率 97.3% (291,191戸/299,130戸)
環境性能優良車の継続普及	自動車保有台数に占める環境性能優良車の割合:100%	77% (市内保有台数:97万台)
ZEVの普及	自動車保有台数に占めるZEVの割合:20%以上	1.36%

#### (イ) ゼロエミッション車の購入補助

令和4年度より、大気環境の改善、運輸部門からの二酸化炭素排出削減及び災害対応力の向上のため、市民が導入する外部給電機能を有するゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車）に対する補助を開始しました。令和6年度は電気自動車に対して413件、プラグインハイブリッド自動車に対して196件、燃料電池自動車に対して1件の補助を実施しました。

#### （ウ）最新規制適合車への代替促進

貨物自動車等及び乗合自動車等について、より排出ガスの基準が厳しい最新規制適合車への代替を促進するため、令和6年度は、5台に対して補助を行いました。

また、市へ物品を配送する事業者に、低公害・低燃費車など環境負荷の少ない自動車を使用する「グリーン配送」を要請するなど、貨物自動車等の運行に関わる事業者に対し、車種規制非適合車の使用抑制の取り組みを実施しました。

#### （エ）次世代自動車の普及促進

出前講座やイベントにおいて、公用車として導入した燃料電池自動車とプラグインハイブリッド自動車を活用し、市民や事業者に対して、次世代自動車の普及啓発を行いました。

また、令和6年度には、電気自動車を13台、プラグインハイブリッド自動車を3台、燃料電池自動車を8台、ハイブリッド自動車を44台導入するなど、公用車への導入を行っており、令和6年度末現在の市の公用車における電動車の台数は3,017台中285台となりました。

#### （オ）電気自動車等用充電設備の整備促進

公共施設への充電設備整備のためのモデル事業及び集合住宅や事業所への基礎充電設備設置の普及啓発を行いました。

令和6年度は、瑞穂運動場（パロマ瑞穂スポーツパーク）第1駐車場地上部に、電気自動車等用普通充電設備を4基（4口）設置し、充電サービスの提供を開始しました。また、マンション管理組合及び事業者等に対し、充電設備設置に関する情報提供等を行いました。

### イ エコドライブの促進

オンライン動画配信によるセミナー開催やイベント等を通じて、市環境保全条例で義務付けたアイドリング・ストップや環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）の周知・促進を図りました。

また、事業所内で積極的にエコドライブ実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」の認定を行い、令和6年度末現在のマイスター認定者数は4,633人、マイスター設置事業所は2,011事業所となりました。

### （3）大気汚染の防止に向けた調査研究の推進

環境基準・環境目標値を達成できていない大気汚染物質などの対策を強化するため、大気中の光化学オキシダント（Ox）の濃度低減などに向けた調査研究を推進します。

#### ア 環境科学調査センターにおける調査研究

##### （ア）光化学オキシダントとPM2.5の大気中生成に関わる化学成分の実態把握に関する研究

環境基準を超過している光化学オキシダントについては、生成メカニズムや濃度変動要因が複雑であることから、光化学オキシダントとPM2.5の大気中生成に関わる化学成分の実態把握と光化学オキダント対策を目指したモデルの精緻化に資する化学成分データの提供を行いました。

#### (イ) 光化学オキシダントにおける気象要因による影響評価の検討

光化学オキシダントの発生には、日射等の気象要因が影響しているため、気象要因の影響を数値化することで、気象要因によらない排出による根本的な光化学オキシダント濃度の変動を評価するとともに、地球温暖化に伴う気温上昇が及ぼす、光化学オキシダントの濃度変化について調査を行いました。

## 2 水環境の向上をはかる

### (1) 水質の常時監視・規制指導の実施

水環境の状況を把握し水質汚濁を防止するため、河川や地下水などの水質について常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

#### ア 公共用水域の水質常時監視

水質汚濁防止法、市環境保全条例に基づき、市内47地点（河川27地点、海域7地点、ため池13地点）において常時監視を行い、「生活環境項目（水質の汚濁に関する項目）」、「健康項目（水の安全性に関する項目）」などを調査しています。

河川の水質について、代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）でみると、環境基準は10水域すべてで、環境目標値は27地点のうち20地点で達成しました。また荒子川（荒子川ポンプ所）で1,2-ジクロロエタンが環境基準及び環境目標値を達成しませんでした。

令和6年度の調査結果の概要は次頁のとおりです。

## 環境基準の達成状況（河川はBOD、海域はCOD）

(単位: mg/L)

	水域名	環境基準点	環境基準 類型	環境基準	達成状況（年度）			
					令和 4	5	6	75% 水質値
河 川	荒子川	荒子川 ポンプ所	E	10	○	○	○	5.3
	中川運河	東海橋	E	10	○	×	○	10
	堀川	港新橋	D	8	○	○	○	4.3
	山崎川	道徳橋	D	8	○	○	○	5.4
	天白川	千鳥橋	C	5	○	○	○	2.6
	庄内川中流 (2)	大留橋 水分橋	C	5	○	○	○	1.1 3.0

	水域名	環境基準点	環境基準 類型	環境基準	達成状況（年度）			
					令和 4	5	6	75% 水質値
河 川	庄内川下流	枇杷島橋	C	5	○	○	○	3.4
	矢田川上流	大森橋	D	8	○	○	○	3.3
	矢田川下流	天神橋	C	5	○	○	○	2.1
	新川下流	*萱津橋	D	8	○	○	○	2.7
海 域	名古屋港 (甲)	N-1	C	8	○	○	○	4.5
		*N-2						4.3
		*N-3						3.9

注1 \*印については市外調査地点であるが、市内水域の環境基準点であるため掲載している。

## 環境目標値の達成状況（河川はBOD、海域・ため池はCOD）

(単位: mg/L)

	水域名	調査地点	地域 区分	環境 目標値	達成状況 (年度)		地域 区分	環境 目標値	達成状況 (年度)	
					令和 4	5			令和 6	75% 水質値
河 川	荒子川	境橋	☆☆☆	3	×	×	☆☆☆	3	×	6.1
		荒子川 ポンプ所	☆	8	○	○	☆	8	○	5.3
	中川運河	東海橋	☆☆	5	×	×	☆☆	5	×	10
		長良橋	☆☆	5	—	×	☆☆	5	×	8.5
		西日置橋	☆☆	5	—	○	☆☆	5	○	3.2
	堀川	猿投橋	☆☆☆	3	○	○	☆☆☆	3	○	1.3
		小塩橋	☆☆☆	3	×	×	☆☆☆	3	×	4.3
		港新橋	☆☆	5	×	×	☆☆	5	○	4.3
新堀川	日の出橋	☆	8	○	○	☆	8	○	3.8	
	山崎川	鼎(かなえ)橋	☆☆☆	3	○	×	☆☆☆	3	○	1.6
		道徳橋	☆	8	○	○	☆	8	○	5.4
	天白川	天白橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	1.3
		千鳥橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	2.6
	植田川	植田橋	☆☆☆	3	○	×	☆☆☆	3	○	1.6
		扇川	☆☆☆	3	○	○	☆☆☆	3	○	1.1
	鞍流瀬川	梶田橋	☆	8	○	○	☆☆	5	○	2.6
		大留橋	☆☆☆	3	○	○	☆☆☆	3	○	1.1
	庄内川	水分橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	○	3.0
		枇杷島橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	×	3.4
		庄内新川橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	○	1.9
	矢田川	大森橋	☆	8	○	○	☆☆	5	○	3.3
		天神橋	☆	8	○	○	☆☆☆	3	○	2.1
	香流川	香流橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	×	3.8
		比良新橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	○	1.8
	新川	日の出橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	1.5
		戸田川	新東福橋	☆	8	×	×	☆	8	×
	福田川	新西福橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	3.2

	水域名	調査地点	地域 区分	環境 目標値	達成状況（年度）			
					令和 4	5	6	75% 水質値
海 域	名古屋港 (甲)	潮見ふ頭北	☆	5	×	×	○	4.2
		金城ふ頭西	☆☆	3	×	×	×	3.2
		N-1 (潮見ふ頭西)	☆	5	○	×	○	4.5
		N-10 (庄内川河口)	☆☆	3	×	×	×	4.2
		N-11 (潮見ふ頭南)	☆	5	○	○	○	4.3
		N-14 (藤前干潟)	☆☆	3	×	×	×	4.5
		M-1 (ガーデンふ頭)	☆	5	○	×	×	5.3
ため 池	牧野池	☆☆	6	×	×	×	×	17
	猫ヶ洞池	☆☆	6	○	×	○	○	5.4
	大久手池	☆☆	6	○	○	○	○	3.5
	大村池	☆☆	6	×	×	×	×	7.8
	緑ヶ池	☆☆	6	×	×	×	×	6.1
	安田池	☆☆	6	×	×	×	×	12
	塚ノ林池	☆☆	6	×	×	×	×	11
	戸笠池	☆☆	6	○	—	○	○	4.9
	新海池	☆☆	6	×	×	×	×	8.4
	琵琶ヶ池	☆☆	6	×	×	×	×	10
	蠻池	☆☆	6	×	×	×	×	8.2
	水主ヶ池	☆☆	6	×	×	×	×	12
	荒池	☆☆	6	×	×	×	×	20

注1 環境目標値は令和6年3月に見直しが行われた。見直しに伴い区分が引き上げられた地点は網掛けで示した。

注2 西日置橋は、令和5年度のみ松重ポンプ所で実施。

注3 令和5年度の戸笠池は測定回数が少ないため、評価対象外とした。

## イ 地下水常時監視・モニタリング

市内の全体的な地下水質の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、令和6年度は市内の井戸96地点で水質調査を実施し、そのうち37地点で環境基準又は暫定指針値を超過しました。また、基準等を超過した井戸の所有者に対しては、飲用に使用しないよう指導を行いました。

その他、平成12年3月に土壤・地下水汚染対策が完了した西区の電機工場跡地東側敷地境界付近について、浄化効果を確認するため、地下水のモニタリングを実施しました。

## ウ 多項目水質計による測定

河川の水質の状況を把握するため、軽量で可搬式の多項目水質計により、市内主要河川の定点測定を行っています。

令和6年度は、新堀川舞鶴橋で上層、底層の2か所について、年間を通して測定を行いました。また、概ね2週間ごとに中川運河西日置橋、長良橋及び東海橋で深さ別の測定を行いました。

## エ 実態調査

### (ア) 市内河川生物等調査

令和6年度は、重金属による公共用水域における底質の汚染状況を把握するため河川14地点、海域13地点の計28地点において調査を行いました。

### (イ) 底質環境監視

大江川河口域及び昭和・船見ふ頭間運河において過去に実施された公害防止事業の効果を継続的に確認するため、底質中の総水銀及びPCBの調査をしました。

## オ 荒子川北中島橋付近の汚染対策に係る調査

荒子川（荒子川ポンプ所）において1,2-ジクロロエタンが、環境基準、環境目標値とともに達成していないことから、有効な対策方法を検討するため、有識者懇談会からの意見を聴きながら、環境科学調査センターと他の研究機関等とで共同して、調査・実証実験を実施しました。

## カ 水質汚濁の規制指導

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場から排出される水についての規制等を行っています。

汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場・事業場に対して、令和6年度は244件の立入指導を行い、排水基準等の遵守について指導しました。

## キ 閉鎖性水域の環境改善対策

海域の富栄養化防止のため、水質汚濁防止法に基づき、COD、窒素及びりんの排出について、総量規制を行っています。

そのうち、多量の排水がある19の工場・事業場については、COD、窒素及びりんの排出状況について報告を求め、総量規制基準の遵守状況を確認しました。

また、水質汚濁防止法による総量規制がかからない小規模事業場等に対し、排水中のCOD、窒素及びりんの削減について市環境保全条例に責務規定を定めており、その遵守指導を行いました。

## ク 死魚・油等流出事件対策

公共用水域において死魚・油等流出事件が発生した場合は、現地調査を行い、原因者の判明したものについては、原因究明及び再発防止等の指導を行っています。

令和6年度における発生件数は19件で、そのうち死魚事件は3件でした。

## (2) 水質改善の推進

水環境の向上をはかるため、下水道整備や河川の水量の確保などにより、水質の改善を推進します。

### ア 下水道による水環境の向上

#### (ア) 下水道の整備状況

工場・事業場及び一般家庭の排出水による汚濁負荷量を削減し、公共用水域の水質保全を図るための施策として、公共下水道の整備に努めています。

令和6年度末現在、下水道整備状況は、処理面積29,186ha、水処理センター15か所であり、人口普及率は99.4%となりました。

#### (イ) 合流式下水道の改善およびさらなる水質浄化

合流式下水道では、「汚水」と「雨水」を一緒に下水管で集めることができ、路面などのまちの汚れを含む雨水は、弱い雨の場合は汚水と一緒に水処理センターへ送られ処理されます。

しかし、水処理センターできれいにできる水の量には限界があり、すべての汚水と雨水を水処理センターで処理することは困難なため、強い雨が降ると、汚水の一部を含む雨水が直接川などへ放流されます。

こうしたことから、汚れの度合いが大きい降雨初期の雨水を一時的に貯留し、降雨終了後に水処理センターへ送水し処理するための雨水滞水池の建設や、雨天時に水処理センターで実施する簡易処理を向上するための簡易処理高度化施設の設置等、合流式下水道から放流される雨水の水質浄化に取り組み、令和5年度末には国が定めた雨天時における放流水質基準を達成しました。

上記の取り組みにより、河川の水質は全体的に改善傾向にあるものの、水辺環境を活かしたまちづくりが行われている堀川上中流部及び新堀川上流部では、水域の特性や水環境のニーズから、さらなる水質浄化が求められています。

そのため、河川管理者など多様な主体と連携し、引き続き、水質浄化の取り組みを進めます。令和6年度は、千年水処理センター、熱田水処理センターにおいて、簡易処理高度化施設の整備を進め、千年水処理センターにおいて簡易処理高度化施設の整備が完了しました。また、新堀川沿いで雨水幹線の整備を進めました。

#### (ウ) 高度処理の導入

下水処理水は河川を通じて伊勢湾に流れ込んでいます。しかし、伊勢湾は閉鎖性水域であるため、下水道が普及してきても依然として赤潮の発生が減少していません。そこで、主に赤潮の原因物質である窒素やりんを、従来の下水処理よりも多く除去できる高度処理の導入を順次進めています。

令和6年度末現在稼働している高度処理施設は、8か所となりました。

## イ 河川維持水量の確保

ため池の水や地下水の有効利用、下水道の高度処理水の活用により、令和6年度も引き続き、河川などの水量の確保と水質の改善に努めました。

## ウ うるおいと活気のある堀川再生

良好な水辺環境を形成し、水辺空間に親しむ機会を増やすため、令和6年度も引き続き、河道掘削に合わせたヘドロの除去、庄内川からの導水、浅層地下水の活用などを実施するとともに、市民団体とも連携を図りながら水質浄化を進めました。

## エ 河川における地下水利用

令和2年度及び令和5年度に取りまとめた、新堀川の今後の浄化施策の方向性に基づき、川底の酸素不足を改善するため、地下水を川底から放流する井戸等の整備を上流部4か所で進めており、令和6年度は、舞鶴橋上流左岸に整備した井戸から、地下水の放流を開始するとともに、他の上流部3地点において井戸の設置に向けた測量及び設計を行いました。

## オ 中川運河の再生

中川運河再生計画に基づき、露橋水処理センターから放流する高度処理水の活用や、東支線における覆砂を実施するとともに、令和6年4月から新松重ポンプ所の運用を開始し、水循環を促進し水質の改善に取り組んでいます。

### (3) 水環境の改善に向けた調査研究の推進

水環境の改善に向けて、より効果的な対策を実施するため、ため池の植物プランクトンなどによる水質汚濁の抑制を目指した調査研究などを推進します。

#### ア 環境科学調査センターにおける調査研究

##### (ア) 市内ため池における内部生産抑制手法の研究

市内のため池の水質改善に向け、内部生産（植物プランクトンの増殖による汚濁）を抑制する要因について調査し、抑制効果の実証実験のための水質調査及び生物調査を行いました。

##### (イ) 急性毒性試験を用いた環境水域の安全性評価手法の検討

化学物質の流出等による水質事故や死魚事件の原因となる化学物質は多岐にわたるため、流出事故が発生した場合の迅速な安全評価の手法として水生生物を用いた急性毒性試験法を確立することを目指し、感度がよく短時間で評価が可能な生物種、試験法について検討を行いました。

##### (ウ) 市内のため池における水収支の推定

ため池の水量の推定を行うとともに、流出水量の測定、流域における降水量の浸透・流出状況の調査、湖底への浸透・湖底からの湧出有無の調査等のための対象池の選定及び調査を実施し、ため池における水収支の推定を進めました。

##### (エ) 河岸及び海岸漂着物中のマイクロプラスチックに関する研究

岸辺における漂着物中のマイクロプラスチックの現状を調査し、名古屋市固有の発生源の解明を目指すとともに、藤前干潟におけるマイクロプラスチックの継続調査を行い、発生源と思われる新川や庄内川の河岸漂着物の調査を実施しました。

### 3 土壤汚染対策や地盤沈下対策を推進する

#### (1) 土壤汚染の規制指導の実施

土壤汚染により健康被害などが生じることを防止するため、規制指導を実施します。

##### ア 土壤汚染規制指導

土壤汚染対策法、市環境保全条例に基づき、特定有害物質を取り扱う事業者等に対して土壤汚染調査の実施と結果の報告を義務付けています。また人の健康被害の防止及び生活環境の保全のため、事業者等に対し、土壤・地下水汚染対策の規制指導を実施しています。

令和6年度は、土壤汚染対策法、市環境保全条例に基づく新たな汚染の報告を48件公表しました。

#### (2) 地盤沈下の常時監視・規制指導などの実施

地盤沈下や地下水位を把握し地下水の過剰な採取による地盤沈下を防止するため、常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

##### ア 地盤沈下の常時監視

市内の地盤や地下水位の状況を把握するため、一級水準測量を行い、市内の地盤沈下の状況を監視しています。また、地下水位等の状況を把握するため、市内15か所の観測所で地盤収縮量と地下水位について観測を行っています。

令和6年度の一級水準測量の結果、年間で1cm以上の沈下域は形成されませんでした。

また、地下水位の状況は、近年ほぼ横ばいの傾向を示しています。

沈下域面積の推移

年度 年間 沈下量	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54～ 61	62	63	平成 元	2～ 5	6	7	8～ 15	16	17～ 令和 6
1cm以上	※	※	※	8.0	4.0	3.0	2.0	—	3.8	—	6.8	—	42.0	3.0	—	3.3	—
2cm以上	61.7	89.0	50.0	4.7	2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4cm以上	30.2	48.2	31.6	1.5	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6cm以上	21.3	28.2	3.7	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8cm以上	13.3	17.8	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10cm以上	3.9	7.9	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12cm以上	0.1	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14cm以上	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16cm以上	—	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 名古屋市域の面積326.46km<sup>2</sup>

2 ※「1cm以上」の区分の設定なし。

3 「沈下域面積」とは、年間1cm以上の沈下点（3点以上が隣接する）によって形成される面積

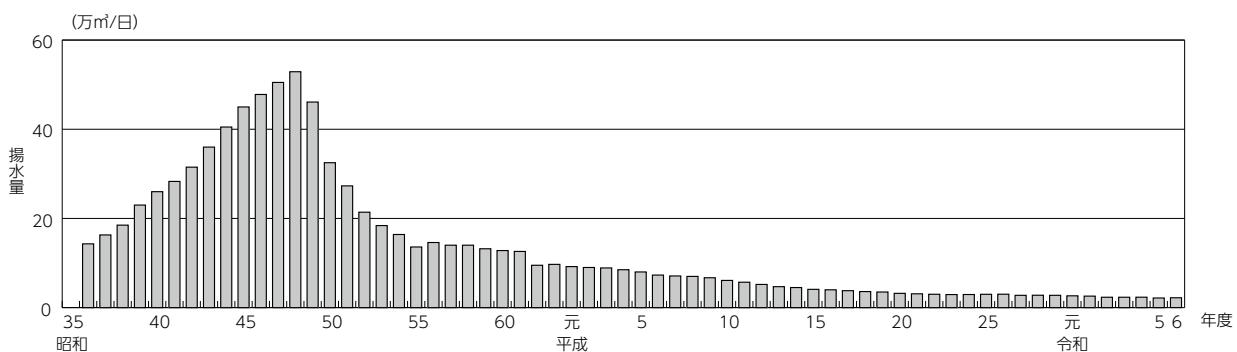
## イ 地盤沈下の規制指導

市環境保全条例に基づき、揚水設備を設置する事業場に対して、揚水規制基準の遵守、揚水量の削減等の指導を行っています。また、揚水規制基準が適用されない小口径井戸（井戸設備）についても、平成24年4月に条例を改正し、揚水量、地下水位の測定と報告を義務化しました。

令和6年度末現在、市環境保全条例に基づく揚水設備の許可状況は、事業場数235件、揚水設備本数325本、許可揚水量は74,047m<sup>3</sup>/日となっており、令和6年度の揚水設備による地下水揚水量は約22,145m<sup>3</sup>/日でした。

また、揚水設備等を設置する事業場に対して、283件の立入検査を実施しました。

### 揚水設備による地下水揚水量の推移



## 4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する

### (1) 騒音・振動の監視・規制指導の実施

騒音・振動の状況を把握し発生を防止するため、自動車や鉄道などによる騒音・振動の実態監視や規制指導を実施します。

#### ア 騒音・振動の実態監視

環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び市環境保全条例に基づき、騒音・振動について、定期監視、実態監視及び現況調査を行っています。

定期監視は、毎年度、同一地点で同一時期に測定を行うものであり、自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音について測定をしています。

実態監視は、市内の現況をきめ細かく把握するために、環境騒音、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動、在来鉄道騒音・振動の4項目について、原則毎年度1項目ずつ測定しており、令和6年度は一般環境騒音の実態監視を行いました。

現況調査は、関係機関・団体で構成する「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において策定された「第3次自動車騒音優先対策マップ」の進捗状況を把握するために、自動車騒音について測定しています。マップの対象区間の中で、定期監視により現況が確認できない区間を5年に1回以上の頻度で測定しています。

##### (ア) 環境騒音

令和6年度に市内103地点で行った環境騒音の実態監視の結果、全測定地点の平均騒音レベルは昼間50デシベル、夜間42デシベルでした。また、環境基準に適合した地点数の割合は昼間98%、夜間90%でした。

##### (イ) 自動車騒音・振動

令和4・5年度に市内207地点で自動車騒音・振動実態監視、令和6年度に市内34地点で自動車騒音定期監視・現況調査を実施しました。令和5年度の名古屋市における騒音の環境基準の達成率は、昼間97.9%、夜間97.7%、昼夜間（24時間）97.3%でした。また、要請限度については、令和6年度に測定した結果、1地点で超過しました。

##### (ウ) 鉄道騒音・振動

###### ・新幹線鉄道

令和6年度に市内6地点で行った定期監視（測定地点は近接軌道中心から25m）の結果、騒音は63～74デシベルの範囲で、全ての地点で環境基準を達成しました。また、振動は56～63デシベルの範囲で、全ての地点で「新幹線鉄道振動に係る指針」（70デシベル）を達成しました。

令和2年度から3年度にかけて市内45地点で行った新幹線鉄道騒音・振動の実態監視の結果、全測定地点の平均騒音レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で71デシベル、25m地点で69デシベル、50m地点で66デシベルでした。なお、25m地点での環境基準の達成率は87%でした。また全測定地点の平均振動レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で60デシベル、25m地点で57デシベル、50m地点で54デシベルと全地点で「新幹線鉄道振動に係る指針」（70デシベル）を達成していました。

- 在来鉄道

令和3年度に市内53地点で行った在来鉄道騒音・振動の実態監視の結果、全測定地点の等価騒音レベルの平均値は、近接軌道中心から12.5m地点で58デシベル、25m地点で56デシベルでした。振動の結果は、全測定地点の平均振動レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で53デシベル、25m地点で49デシベルでした。

また、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」の対象地点全てで騒音の指針を達成しました。

#### (エ) 航空機騒音

令和6年度に市内2地点で行った航空機騒音の定期監視の結果、全2地点で環境基準を達成しました。

#### イ 騒音・振動防止対策のための規制指導

騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例に基づき、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業に対し、規制基準の遵守状況の確認等のために、令和6年度は1,467件の立入検査を実施し、指導を行いました。

その他、営業騒音及び拡声器騒音については、市環境保全条例に基づき規制・指導を行いました。また、生活騒音についても、リーフレット等を配布するなど騒音防止意識の普及啓発を行いました。

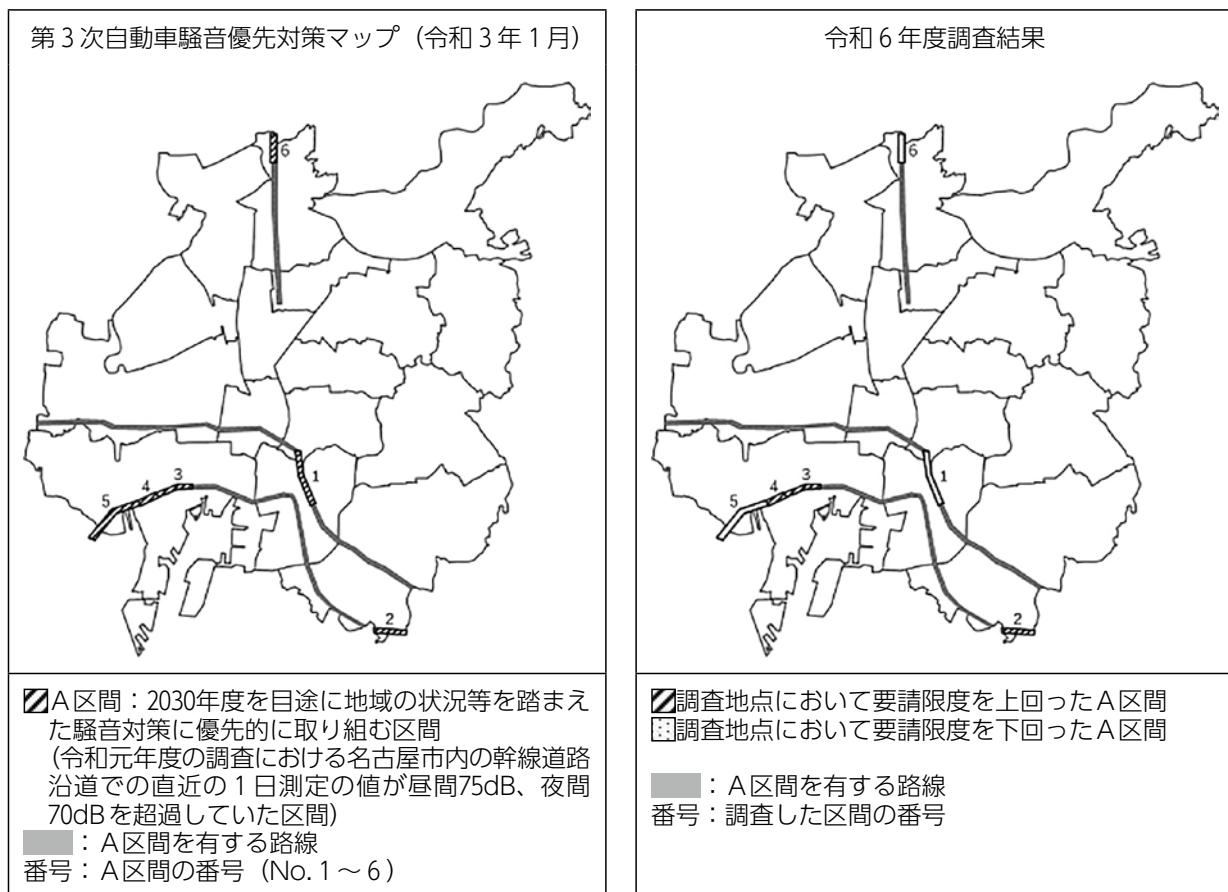
## (2) 騒音対策の推進

自動車などによる騒音を防止するため、交通量・交通流対策や低騒音舗装の実施といった総合的な騒音対策を推進します。

### ア 幹線道路における自動車騒音の改善

関係機関・団体で構成する「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において、自動車騒音対策に優先的に取り組む区間を示した「第3次自動車騒音優先対策マップ」を令和2年度に策定し、これに基づき対策を実施しています。この対策の進捗状況を反映したマップを、毎年度作成しています。

第3次自動車騒音優先対策マップにおける要請限度超過状況



### イ 低騒音（排水性）舗装の実施

交通量が多く、自動車騒音が一定の基準を超えており、沿道に家屋が多く連なっている路線において、既設の舗装補修にあわせて低騒音舗装を行っています。

令和6年度は、5.6km実施しました。

### (3) 騒音・振動対策に向けた調査研究の推進

騒音・振動に対し、より効果的な対策を実施するため、新幹線鉄道騒音の変動要因の解析などの調査研究を推進します。

#### ア 環境科学調査センターにおける調査研究

##### (ア) 低騒音舗装の騒音低減効果の低下要因に関する研究

施工後数十年が経過し劣化した低騒音舗装と、施工後間もない低騒音舗装について、道路交通騒音の変化を分析するとともに、施工前後の舗装サンプリングの材料分析を行い、舗装状態の評価を実施し、騒音低減効果の低下要因の調査を行いました。

### (4) 悪臭の監視・規制指導の実施

工場・事業場などからの悪臭発生を防止するため、監視や規制指導を実施します。

#### ア 悪臭対策の推進

悪臭防止法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、アンモニアを始めとする22物質について敷地の境界線における濃度規制基準を定め、さらに、アンモニアを始めとする13物質について排出口の高さに応じた規制を、メチルメルカプタンを始め4物質について排水中の濃度に係る規制を行っています。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等の届出が義務付けられており、同条例に基づく悪臭関係工場等は、令和6年度末現在、49工場です。

令和6年度は、119件の立入検査を実施し、指導を行いました。

また、悪臭対策指導指針に基づく測定を、3事業場 7検体について行いました。

その他、市の南部地域では、悪臭関係工場の周辺において定期的に悪臭パトロールを実施しました。

## (5) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中の有害化学物質の状況把握や規制指導、化学物質の適正管理の促進など、有害化学物質対策を推進します。

### ア ダイオキシン類の常時監視・規制指導

#### (ア) 常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類に関する常時監視として、大気環境・水環境・土壤環境中の濃度を調査しています。

##### ・大気環境

令和6年度は、市内3地点で年4回の調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

#### 大気環境調査結果

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地點		春季	夏季	秋季	冬季	平均
若宮大通公園局	(中区)	0.0096	0.012	0.021	0.014	0.014
港陽測定局	(港区)	0.018	0.016	0.024	0.033	0.023
守山保健センター	(守山区)	0.013	0.014	0.023	0.010	0.015
環境基準						0.6以下

注 ダイオキシン類の全体の毒性は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (TCDD) に換算して合計したもの (TEQ) で、毒性等価係数はWHO-TEF (2006) を用いて算出しました。(以下、同じ)

### ・水環境

令和6年度は、水質は市内河川6地点及び海域3地点について夏季及び冬季に、底質は市内河川6地点及び海域3地点について夏季に、水生生物（魚類）は、市内海域1地点について夏季に調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

なお、魚類については、環境基準が定められていません。

### 水環境調査結果

区分	調査地点	水質 (pg-TEQ/ℓ)			底質 (pg-TEQ/g)	魚類 (pg-TEQ/g)
		夏季	冬季	年間平均値		
河川	荒子川ポンプ所（荒子川）	0.088	0.17	0.13	19	—
	東海橋（中川運河）	0.031	0.030	0.031	0.99	—
	港新橋（堀川）	0.036	0.028	0.032	30	—
	道徳橋（山崎川）	0.037	0.027	0.032	11	—
	千鳥橋（天白川）	0.057	0.052	0.055	12	—
	大森橋（矢田川）	0.36	0.070	0.22	0.86	—
海域	潮見ふ頭北	0.037	0.025	0.031	19	—
	金城ふ頭西	0.28	0.082	0.18	15	—
	高潮防波堤北	0.052	0.024	0.038	5.7	0.83
地下水	中村区鳥居西通二丁目	0.049			—	—
	守山区大字中志段味	0.022			—	—
環境基準		1以下			150以下	—

### ・土壤環境

令和6年度は、市内2地点について調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

### 土壤環境調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

調査地点	所在地	調査結果
仲田公園	千種区仲田町二丁目	1.4
正色保育園	中川区下之一色町	0.068
環境基準		1,000以下

## （イ）規制指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する工場・事業場に対し、規制指導を実施しています。

令和6年度は、特定施設を有する工場・事業場に対して立入検査を行ったほか、規制基準の遵守状況を確認するため、本市が選定した排出ガス3施設及び排出水1排水口で調査を行いました。また、施設を稼働している工場・事業場から、排出ガス31施設、排出水10排出口におけるダイオキシン類の排出状況について、法に基づく測定結果の報告がありました。

工場・事業場からの報告及び本市調査の結果、すべて基準に適合していました。

## イ アスベスト対策の推進

平成17年以降、アスベストによる労働災害、さらには従業員の家族や周辺住民への健康被害の拡大が相次いで顕在化し、大きな社会問題へと発展しました。

本市では、市公式ウェブサイトにアスベストに関する情報を提供しているほか、市内8地点において、一般環境中におけるアスベスト濃度を監視しており、令和6年度の測定結果は0.056～0.28本/リットルでした。

また、大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事現場への立入検査を199件実施したほか、建築物の解体現場におけるアスベストの確認のための立入検査を1,121件実施しました。

## ウ 化学物質の適正管理の促進

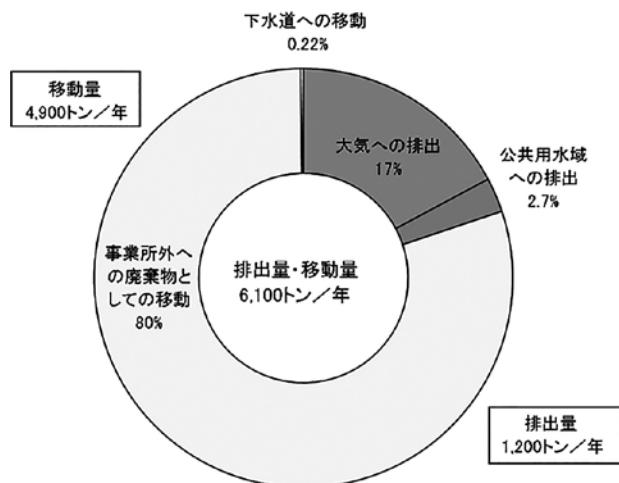
対象化学物質の環境への排出量や取扱量について事業者からの届出により把握するとともに、事業者に対して自主的な管理の改善を促し、適正管理を促進しています。

### （ア）届出の状況

令和6年度における、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）及び市環境保全条例に基づく前年度実績の届出件数は、排出量及び移動量の届出が340件、取扱量の届出が322件でした。

届出による令和5年度の排出量は1,200トン、移動量は4,900トンでした。排出量の多かった化学物質は、ノルマルヘキサン（410トン）、トルエン（180トン）、トリメチルベンゼン（91トン）の順でした。

### 令和5年度排出量・移動量の集計結果



#### (イ) 事故時の措置

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、市環境保全条例において、アンモニア等の有害化学物質に係る事故発生時の対応を定めています。

令和6年度も、昨年度に引き続き「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、災害発生時の連絡訓練を実施しました。

### 工 大気・水質未規制有害物質調査

#### (ア) 大気未規制有害物質調査

一般環境大気中における化学物質の汚染の実態を把握するために、市内における大気への排出量が多い化学物質などの調査を行っています。

令和6年度は、市内6地点において無機元素の大気環境濃度を調査しました。

#### (イ) 水質未規制有害物質調査

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）、化管法や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）で対象となる化学物質等の公共用水域の汚染の実態を把握するために調査を行っています。

令和6年度は、河川及び海域の15地点において、水質の有機フッ素系化合物及び農薬類、河川及び海域の7地点において、底質のベンゾ[a]ピレン、海域の2地点において、生物のPOPsの環境濃度を調査しました。

### オ 化学物質環境実態調査

環境省の委託を受けて、化学物質による環境汚染の未然防止を図るための基礎資料を得ることを目的とした調査を行っています。

令和6年度は、一般環境中に残留していると考えられるアリルアルコール等の化学物質の実態を把握するため、大気5物質（市内1地点）、水質4物質（市内河川2地点）及び底質1物質（市内河川2地点）について、濃度を調査しました。その他、化審法に規定されているPCBなどの化学物質について、環境実態を経年的に把握するため、大気環境（市内1地点）及び生物（海域1地点）中の濃度を調査しました。加えて、トリメチル（ドデカン-1-イル）アンモニウムの塩類等の微量分析方法の開発を行いました。

### カ 化学物質に関する情報の提供

化学物質に関するリスクコミュニケーションの普及促進を図るため、講演会を開催し化学物質の環境リスクに関する情報発信を行っています。

令和6年度は、化学物質に関する市民向け講演会を11月に開催したほか、事業者向け講演会を令和6年11月から令和7年2月にかけてウェブ配信にて開催しました。

## 5 公害による健康被害の救済と予防を行う

### (1) 公害による健康被害の救済・予防の実施

公害の影響による健康被害者への迅速かつ公正な保護及び健康の確保をはかるため、公害認定患者に対する救済のほか、大気汚染の影響による健康被害の予防等を実施します。

#### ア 公害認定患者の救済

公害による健康被害者の保護を図るため、一定の要件に基づき患者の認定を行い救済する公害健康被害補償法が、昭和49年9月1日に施行されました。

その後の大気汚染の態様の変化等を踏まえて、同法は公害健康被害の補償等に関する法律に改められ、昭和63年3月1日より新たな患者の認定は行わないこととなりましたが、すでに認定を受けている患者に対する救済は引き続き行っていくこととされました。

これを受け、本市独自の救済制度である名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例についても平成3年3月31日に失効しましたが、すでに認定を受けている患者に対する救済は引き続き行っています。

救済の内容については、法律に基づく認定患者及びその遺族等に対して各種補償給付を、条例に基づく認定患者に対して医療費の自己負担分の助成を行っています。

なお、令和6年度末現在の法律に基づく認定患者は1,476人、条例に基づく認定患者は372人でした。

#### イ 公害保健福祉事業等の推進

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者の健康回復等を図るため、以下のようない公害保健福祉事業を実施しました。

#### 公害保健福祉事業

事業の種類	概 要	令和6年度実績
転地療養事業	健康の回復等を図ることを目的に、高原、海浜等空気の清浄な自然環境において保養させるとともに療養生活上の指導等を行っています。	11名
リハビリテーション事業	機能回復訓練による基礎体力の増進を図るとともに指定疾病に関する知識の普及、療養上の指導を目的にリハビリ教室を開催しています。	26会場 延べ84名
療養用具支給事業	1級以上の在宅療養患者を対象に、空気清浄機や加湿器を支給して室内環境の改善及び治療効果の促進を図っています。	対象者なし
家庭療養指導事業	病状回復の促進を図るため、保健師が家庭を訪問し、認定患者の症状の程度に応じた療養指導を行っています。	全区保健福祉センター(延件数) 1,621件
インフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザの予防接種について自己負担費用の助成を行っています。	定期 366人 定期外 427人
禁煙外来治療費用助成事業	喫煙している認定患者を対象に、喫煙による気管支ぜん息等の認定疾病的症状悪化や治療薬の効果低下を予防し、健康の保持を図るために、禁煙外来治療に要した自己負担費用の助成を行っています。	1名

また、大気汚染の影響による健康被害を未然に防止し、健康の回復を図るため、次頁のような環境保健事業を実施しました。

## 環境保健事業

事業の種類		概要	令和6年度実績
健康相談事業		気管支ぜん息などに関する相談・指導を保健センターで実施しています。	620回 11,506人
健康診査事業		幼児（1歳6か月児及び3歳児）健康診査に併設し、事前送付する質問票と診査の結果、必要のある者に事後指導を行っています。	834回 31,859人
健康回復事業		気管支ぜん息の療養上有効な訓練などを行っています。	
おやこぜん息教室	おやこぜん息教室	未就学児とその保護者を対象に、医師等による療養生活上の指導などを実施しています。	64組
	おやこ音楽教室	未就学児とその保護者を対象に、音楽指導員による腹式呼吸法の指導などを実施しています。	16組
	おやこサッカー教室	未就学児とその保護者を対象に、サッカー教室を実施し、運動誘発性ぜん息の予防法などを習得するための指導などをを行っています。	35組
	ぜん息児水泳教室	年中児～小学生を対象に、水泳指導員の指導による水泳訓練などを実施しています。	60人
ぜん息いろいろ教室	小学生ぜん息教室	小学生とその保護者を対象に、医師等による療養生活上の指導などを実施しています。	45組
	ぜん息児音楽教室	小学生を対象に、音楽指導員による腹式呼吸法の指導などを実施しています。	夏季 8人 冬季 7人
	デイキャンプ	小学生を対象に、生活指導員による自己管理法の習得などを実施しています。	15人
ぜん息児スケート教室		小学生を対象に、スケート指導員による指導などを実施しています。	45人
成人ぜん息教室		成人（18歳以上）を対象に、気管支ぜん息等に関する各種の療養指導などを実施しています。	42人
自立支援型ネブライザー貸与事業		15歳未満の気管支ぜん息児を対象にネブライザー（吸入器）を貸与し、貸出時における指導や貸与期間中の個別相談などを実施しています。	貸与台数95台
思春期ぜん息予防事業		小学校高学年及び中高生を対象に、ぜん息予防サッカー教室を実施し、自己管理方法や運動誘発性ぜん息の予防法などを習得するための相談・指導を行っています。	14人
知識普及事業		気管支ぜん息の予防・健康回復のため、講演会の開催、各種パンフレットによる普及啓発を行っています。	
市民向けぜん息講演会		市民等を対象とした気管支ぜん息の予防、健康回復のための講演会を開催しています。	170人
教職員向けぜん息講演会		教職員を対象とした気管支ぜん息児の日常生活の管理や指導等のための専門医等の講演会を開催しています。（オンライン形式）	118人

### ウ 石綿による健康被害者の救済

石綿に関する健康相談及び石綿健康被害救済制度の申請受付などを行いました。

## 6 その他の対策

### (1) 公害に関する苦情処理

本市では、公害に関する苦情処理は、原則として市内4か所の保健福祉センターに設けられた公害対策課が行い、迅速かつきめ細かな相談・指導に努めています。

令和6年度に申し立てのあった公害に関する苦情の種類ごとの総数は1,747件であり、令和5年度の1,792件から減少しています。対象となった工場等の数は1,291であり、令和5年度の1,319から減少しています。

公害の種類別にみると、騒音（772件）、大気汚染（374件）、悪臭（288件）の順で多くなっています。

### (2) 公害防止管理者等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に対し、その規模等に応じて資格を有する公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、届け出ることを義務付けています。また、県民の生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等（法対象のものを除く）に対し、同条例で定める資格を有する公害防止担当者を選任し届け出ることを義務付けています。

公害防止管理者等や公害防止担当者が選任・届出されていない工場等に対しては、保健福祉センターの公害対策課が指導を行いました。

### (3) 酸性雨調査

酸性雨の状況を継続的に把握するため、市内1地点において降雨中のpH、各種イオン濃度等を調査しました。

令和6年度の測定結果の年平均値は、南区（環境科学調査センター）で5.26でした。